

COVID-19の分類変更以降の 学校感染症登校許可証明書

— 信濃町地区を除く学生・教職員用 —

The revision of certificate that permits return to campus
after contracting infectious diseases that should be prevented
at school in response to COVID-19 classification change
— For students or faculty and staff members except
Shinanomachi campus. —

森 正明* 西村 知泰* 加治 正憲* 齋藤 圭美*

慶應保健研究, 42(1), 039-044, 2024

要旨：感染症法の改正により2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に変更され、学校感染症における分類も第1種から第2種に変更されて、インフルエンザと同様の扱いになったことを踏まえて、感染症登校許可証明書も改訂することになった。

厚生労働省や文部科学省の事務連絡で新型コロナウイルス感染症罹患後、登校に際して治癒証明を求めないことが推奨されていることを踏まえ、インフルエンザと同様に登校の目安を満たしていることを自己申告する方式とした。また、改訂以前に用いていた濃厚接触や発症疑いによる登校禁止を推奨する措置を除外した。その他の学校感染症への対応も含め、本稿は本学で用いている登校許可証明書の趣旨と運用について解説したものである。今回の分類変更により、行政的な対応については一つの区切りになったが、対策は今後も継続していく必要があり、本稿が教育機関における学校感染症対策の参考になれば幸いである。

keywords：学校感染症対策，登校許可

Infection control in school, Permission of Return to Campuss

はじめに

学校で予防すべき感染症（以下、学校感染症）への対応については学校保健安全法施行規則¹⁾で定められており、それを学校の方針に合わせて適用しやすくする目的で、感染症登校許可証明書を調整し運用してきた²⁾。2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の国内流行と行政対応の変化に合わせて改訂を

繰り返してきた³⁾。感染症法の改正により2023年5月8日以降、COVID-19の分類が2類から5類に変更され、学校感染症における分類も第1種から第2種に変更⁴⁾されて、インフルエンザと同様の扱いになったことを踏まえて、感染症登校許可証明書も改訂することになった。本稿はその趣旨説明と運用についてマニュアルとして解説したものである。

*慶應義塾大学保健管理センター三田分室

（著者連絡先）森 正明 〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

1. 感染症登校許可証明書（信濃町以外の学生用）

図1に信濃町キャンパス以外の学生用感染症登校許可証明書を示した。最上段は氏名や学籍番号・学部・学年を自身で記入する欄で、従来通りである。

その下の①は、罹患後に一定の要件を満たしていることを自己申告することで、登校許可を受けることができる疾患を取り扱う部分である。インフルエンザA（H1N1）2009pdmが新型インフルエンザとして流行した際、登校に際して厚生労働省や文部科学省からの事務連絡^{5,6)}で治癒証明取得を目的とした医療機関の受診を避けることが推奨された際に設けた経緯がある。

最初の説明として、解熱薬を使用していなくても登校の目安に至っていること、罹患した証明を用意して保健管理センターで面接を受けることを挙げている。最後にCOVID-19に対しては文部科学省通知⁴⁾を参考に10日間のマスク着用を推奨した。

説明の下の枠内は罹患したことを証明するための書類を具体的に挙げている。文部科学省通知⁴⁾では登校に際しての陰性証明や欠席に際しての検査証明を必要としないことが示されているが、登校許可証明書の信頼性に関する大学側の要望を考慮して、厚生労働省の事務連絡⁷⁾にある、やむを得ない場合の事例を参考に設けている。なお、定期試験に関しては、病気で受験できなかった場合の追加試験を受験するためには診断書が必須であることが学則で定められているため、注意を喚起するための補足説明を入れている。

その下の表が該当する感染症名とそれぞれの登校の目安、自己申告の内容を記載する欄である。COVID-19の流行が始まった当初は、その罹患後だけでなく、濃厚接触者の自宅待機や海外から帰国した際に待機した場合も申告して登校許可を得るための欄、さらにはCOVID-19を疑わせる発熱などの感冒症状があるものの検査を受けることが難しい時期には、念のための

休んだ場合でも申告して公欠扱いを受けることができるようにするための欄を設けていた。今回の変更により、それらの欄は削除することになった。

その下の②は医療機関で受診して記載してもらった表で、比較的頻度の高い学校感染症が挙げられている。それ以外の学校感染症は「その他」の欄に記載してもらって対応するようにしている。この欄にはインフルエンザやCOVID-19であっても、証明が不確実な場合（特にCOVID-19の場合、医療機関で受診した際に、口頭で陽性の結果説明を受けたが、特異的な抗ウイルス薬が処方されず、普通感冒との区別が困難な事例が多い）に保健管理センターの医師が詳細を聞き取り「の疑い」として記入して処理するのに用いることができるようにしている。さらに稀とは思われるが、医療機関で記入してもらった場合（濃厚接触者が発症し、初診時に想定して持参した場合、何らかの理由で再診した際に持参した場合など）も想定している。

最下段は保健管理センター使用欄で、面接して聞き取った内容や、②の表の内容にもとづいて記入する欄である。登校できなかった期間は指示された登校禁止の期間と一致しない場合もあるので、学事面で公欠の扱いにする期間を明確にするため登校できなかった初日と登校初日を記載する欄、保健管理センタースタッフが面接した日を確認日として記載する欄を設けている。

2. 感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の教職員用、一貫教育校教職員用）

図2に信濃町地区以外の教職員が用いる登校許可証明書の氏名等の記入欄と①部分を示した。氏名等の記入欄には教職員番号、所属地区、部署のほか、職員の場合は給与に関する規程があるため、登校できなかった期間を有給休暇として扱うか、有給欠勤として扱うかを選択する欄を設けている。

教職員は学校保健安全法にもとづいた感染症

感染症登校許可証明書(信濃町地区以外の学生用)

慶應義塾

学籍番号		学部		学年	
氏名					

① インフルエンザに罹患(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)または新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で休んだ場合
解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください。登校初日は太枠内を記入した
本証明書と、罹患した証明として以下のいずれかを持参の上、保健管理センターで面接を受けてください。COVID-19 の
場合は発症から 10 日間はマスクを着用してください。

【罹患した証明として認められるもの】

- ・医療機関、検査機関での検査結果(氏名、検査方法、結果、医療機関名または検査事業所名がわかる書類か写真(印刷して持参))
- ・自ら実施した医療用抗原検査キットの品目名・製造業者名がわかるもの(キットが入っていた箱や説明書など)と検査結果の判定ラインが確認できる写真データ(印刷して持参)
- ・日付と氏名が記載されている抗ウイルス薬処方箋の説明書や薬袋
- ・受診した医療機関発行の診断書や証明書

※追加試験に申し込む場合の診断書の提出方法については、所属するキャンパスおよび学部の指示に従うこと。

感染症名	登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	発症後 5 日を経過し(発症日から 6 日目)、かつ、解熱した後 2 日を経過(解熱日から 3 日目)		
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間を経過し(発症日から 6 日目)、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過		

※発症日や解熱日は0日と数えます。該当欄に○印を記入してください。

② 下記の感染症(の疑いを含め)に罹患した場合
主治医に以下の二重線枠内をすべて記入してもらってから登校してください。登校初日は、まず本証明書を保健管理センターに持参してください。

上記の者は、下記の疾病について学校感染症ガイドラインに基づき、以下の措置が適当と判断します。

疾病名	
麻疹(はしか)	結核
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	咽頭結膜熱・流行性角結膜炎等
風疹(三日はしか)	感染性腸炎*()
水痘(みずぼうそう)	その他()

(上記疾病の該当欄に○印を記入してください。)

初診 20 年 月 日
登校禁止期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日
登校許可 20 年 月 日 から

20 年 月 日 医療機関名
医師名 印

*感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス等

学事担当	登校できなかった初日 20 年 月 日 午前・午後
	登校初日 20 年 月 日 午前・午後
	保健管理センター確認日 20 年 月 日 (体温 ℃)

確認者

法令の定める場合などを除き、本人の許可なく、その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお、医療個人情報、個人情報を取り扱う場合は、慶應義塾医療個人情報保護規程、慶應義塾個人情報保護規程(詳しくは、慶應義塾の個人情報保護のページ、<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>をご覧ください)、慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し、適正に管理を行います。

図 1 感染症登校許可証明書(信濃町地区以外の学生用)

による登校禁止の対象ではないため、感染症法にもとづく隔離などを要する疾患を除けば、登校禁止は労働契約法にもとづいて学校の管理者の判断で設ける措置と解釈される。そのため、学校医と産業医を兼ねる保健管理センター医師が学校の管理者に勧告する形式をとり、実施に際しては人事部と対応や課題について協議しながら、必要な情報を確認できる書式になっている。

氏名等記入欄の下①の内容は、学生用のものとほぼ同じであるが、定期試験はないので注意事項が記載されていない。また、インフル

エンザに関する登校の目安で、成人は若年者と比較してウイルスの排出期間が短いと報告⁸⁾されていることから、「発症後5日間を経過」を除外していること、定時の講義以外に不規則な時間帯での勤務を希望する大学教員を想定して「解熱した後48時間を経過」としていることである。児童・生徒と近い関係にある一貫教育校の教職員については運用面も考慮し、図3のように登校の目安を児童・生徒の場合に近づけて「解熱した後2日を経過（解熱してから3日目）」としている。

感染症登校許可証明書(信濃町地区以外の教職員用)				慶應義塾
教職員番号		地区		所属
氏 名		職種	教員 職員(有給休暇・有給欠勤)*1	

*1《職員のみ》感染症罹患により登校できなかった期間について、所属長に提出する前に「有給休暇」・「有給欠勤」のうち、希望する取り扱いを○で囲んでください。(臨時職員は選択不要)ご不明な点等ありましたら人事課に問い合わせをお願いします。

① インフルエンザに罹患(鳥インフルエンザ H5N1 を除く)または新型コロナウイルス感染症(COVID-19)で休んだ場合
解熱薬を使用しなくても解熱して、登校の目安となる状態に至ってから登校してください。登校初日は太枠内を記入した本証明書と、罹患した証明として以下のいずれかを持参の上、保健管理センターで面接を受けてください。COVID-19 の場合は発症から10 日間はマスクを着用してください。

【罹患した証明として認められるもの】

- ・医療機関、検査機関での検査結果(氏名、検査方法、結果、医療機関名または検査事業所名がわかる書類が写真(印刷して持参))
- ・自ら実施した医療用抗原検査キットの品目名・製造業者名がわかるもの(キットが入っていた箱や説明書など)と検査結果の判定ラインが確認できる写真データ(印刷して持参)
- ・日付と氏名が記載されている抗ウイルス薬処方の説明書や薬袋
- ・受診した医療機関発行の診断書や証明書

感染症名	登校の目安(一貫教育校を除く)	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	解熱した後 48 時間以上が経過		
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間が経過し(発症日から 6 日目)、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過		

※発症日や解熱日は0日と数えます。 該当欄に○印を記入してください。

図 2 感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の教職員用）の上部

感染症名	一貫教育校への登校の目安	目安の状態に至って	
		いる	いない
インフルエンザ	解熱した後 2 日を経過(解熱日から 3 日目)		
新型コロナウイルス感染症	発症から 5 日間が経過し(発症日から 6 日目)、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過		

※発症日や解熱日は0日と数えます。 該当欄に○印を記入してください。

図 3 感染症登校許可証明書（一貫教育校の教職員用）の上部

その下の②は学生用と同じであるが，下段の保健管理センターでの面接時に使用する部分は図4のように学生用とは異なり，人事関係の事務処理の都合で，登校禁止期間を明記する形式とともに，所属長，人事課長，人事部長の承認

3. 英文の感染症登校許可証明書（信濃町以外の学生用）

図5に感染症登校許可証明書（信濃町以外の学生用）の英文版を示した。構成は和文版と同じであるが，医療機関で受診した際に事務担当者が処理を円滑に行うことができるように②の部分には和訳を付けている。教職員用の英文版もそれぞれの和文版と同じ構成になっている。

結語

COVID-19が感染症法上の5類，学校保健安全法上の第2種への分類変更により，行政的な対応については一つの区切りになると思われる。感染症登校許可証の書式の改訂も一段落すると予想されるが，COVID-19自体が大きく変化したということではなく，学校感染症として注意を要する疾患であることには変わらないので，今後も流行状況に注意しながら対策を進めていく必要があると思われる。各種書類は当センターホームページでも確認できるので，教育機関における感染対策の参考になれば幸いである。

文献

1) 学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333M50000080018>

2) 森 正明，西村知泰，田中由紀子，学校感染症登校・就業許可証明書のマニュアル ―信濃町地区を除く学生・教職員用―. 慶應保健研究 2016；34：069-073.

3) 森 正明，西村知泰，齋藤圭美，学校感染症登校・就業許可証明書の改訂 ―信濃町地区を除く学生・教職員用―. 慶應保健研究 2021；39：063-069.

4) 文部科学省. 通知（令和5年4月28日）学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について. 2022

5) 厚生労働省. 事務連絡（平成21年10月16日）新型インフルエンザによる外来患者の急速な増加に対する医療体制の確保について. 2009

6) 文部科学省. 事務連絡（平成21年10月29日）新型インフルエンザに関する対応について（第16報）. 2009

7) 厚生労働省. 事務連絡（令和4年11月4日）新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について. 2022

8) 厚生労働科学研究補助金「新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業」. 新型インフルエンザに関するエビデンスのまとめ. 2012

所属長	人事課長	人事部長	登校禁止期間	20	年	月	日	午前・午後から
				20	年	月	日	午前・午後
			登校許可	20	年	月	日	
			保健管理センター確認日	20	年	月	日	（体温℃）

確認者 _____

法令の定める場合などを除き，本人の許可なく，その情報を第三者へ開示・提供することはありません。なお，医療個人情報，個人情報を取り扱う場合は，慶應義塾医療個人情報保護規程，慶應義塾個人情報保護規程（詳しくは，慶應義塾の個人情報保護のページ，<https://www.keio.ac.jp/ja/privacy-policy/>をご覧ください），慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程に掲げる事項を遵守し，適正に管理を行います。

図4 感染症登校許可証明書（教職員用）の下部

Permission of Return to Campus(students)

For university students (not including university students who belong to Shinanomachi campus)

Student ID Number : _____ **Name :** _____**① What to do if you miss class due to contracting influenza (excluding avian influenza H5N1) or COVID-19**

Please return to campus once your fever has subsided naturally (without the help of medication) and you meet the other criteria for coming to school. On your first day back, please bring this certificate with the bolded section filled out, along with one of the following items as proof that you were sick, to the Keio University Health Center and speak with staff about your condition. If you have COVID-19, please wear a mask for 10 days after the onset of symptoms.

【Acceptable proof of illness】

- The results of tests performed at medical institutions and laboratories (documents or printed photos listing your name, type of test, results, and name of the medical institution or laboratory).
- The results of the self-administered rapid antigen test kit (documents or printed photos that shows the test kit's product name, manufacturer, and distributor, as well as the test results (control and test lines)).
- An instruction sheet for an antiviral drug or medicine packaging that displays the date it was prescribed, and your name written on it.
- A certificate of diagnosis issued by the health care center you visited.

* Follow the instructions from your campus and department regarding how to submit a certificate when applying for make-up examinations.

Infectious diseases	The criteria for return to school	Meet the criteria?	
		Yes	No
Influenza (excluding Avian Influenza)	5 days after the onset of symptoms (on the 6th day of illness) and 2 days after you no longer have a fever without the use of fever-reducing medicines (on the 3rd day after fever has subsided).		
COVID-19(coronavirus disease)	5 days after the onset of symptoms (on the 6th day of illness) and 1 day since your symptoms have subsided (on the 2nd day after symptoms has subsided).		

※The day of onset and the day of fever subsided are counted as day 0.

(Please circle the appropriate box.)

② If having the suspected or confirmed infectious diseases which are listed below,

Please ask a doctor to fill out the double line-frame box and on the first day of return to school, submit this certificate to the Health Center.

Because of the following infectious disease, the measures described below should be considered for the above student according to the enforcement regulation of the school health law.

(上記の者は、下記の疾病について学校感染症ガイドラインに基づき、以下の措置が適当と判断します。)

Infectious diseases(感染症)	
Measles (麻疹)	Tuberculosis (結核)
Epidemic parotitis(Mumps) (流行性耳下腺炎)	Pharyngoconjunctival fever/Epidemic keratoconjunctivitis, etc. (咽頭結膜熱・流行性角結膜炎等)
Rubella (風疹)	Infectious enteritis (感染性腸炎) * ()
Varicella(chickenpox)(水痘)	Other infectious diseases (その他) ()

(Please circle the appropriate box.)

Date of the first visit (初診): mm(月)/ dd(日)/ yyyy(年)

Period of exclusion from campus (登校禁止期間): mm(月)/ dd(日)/ yyyy(年)~ mm(月)/ dd(日)/ yyyy(年)

The first day to return to campus (登校許可): mm(月)/ dd(日)/ yyyy(年)

Name of medical institution (医療機関名): _____

Name of doctor (医師名): _____ stamp (捺印). Issued date (発行日): mm(月)/ dd(日)/ yyyy(年)

* Infectious gastroenteritis (Viral gastroenteritis) (感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎)), Cholera (コレラ), Shigellosis (細菌性赤痢), Enterohemorrhagic *E. coli* infection (腸管出血性大腸菌感染症), Typhoid fever (腸チフス), paratyphoid fever (パラチフス)

学事担当

Absence with infectious diseases: From mm/ dd/ yyyy, AM or PM _____

Permission of return to the campus: From mm/ dd/ yyyy, AM or PM _____

Date verified: mm/ dd/ yyyy, AM or PM _____ (Temp. _____ °C)

Signature of the Health Center's staff _____

Your information is never disclosed or provided to a third party without your prior consent, except when required by Japanese law. Personal medical information and personal information will be treated appropriately and in accordance with the Keio University Rules for Protection of Personal Medical Information (keio gijuku iryo kojinhohogokitei), the Keio University Rules to Protect Personal Information (keio gijuku kojinhohogokitei) and the Keio University Regulations Concerning the Protection of Personal Information in Academic Research (keio gijuku no gakujitsukenkyu no yo ni kyosuru kojinhohogokitei). Please note that the rules and regulations listed above are only available in Japanese. See Keio University's English privacy policy page for details: <https://www.keio.ac.jp/en/privacy-policy/>

図5 感染症登校許可証明書（信濃町地区以外の学生用）英文版